

# 市民生活部

## 1. 戸籍・住民基本台帳事務 5-3

(1) 人口・世帯数

(平成23年3月31日現在)

登 録 人 口	住民基本台帳	男	110,827人	234,926人	世 帯 数	92,151世帯
		女	124,099人			
	本 級	275,113人		1,418人	本 級 数	109,798戸籍
	外 国 人					
印 鑑		148,550人				

(2) 届出事件数 (平成22年度)

(住民票)

種 別	異動事由	処理件数	種 別	異動事由	処理件数
転入届	転 入	5,790	職 権 記載等	職権記載	3
	未届転入	21		職権回復	29
転居届	転 居	5,676		帰 化	5
	転 出	6,193		職権消除	153
転出届	国外移住	112		国籍喪失	1
	世主変更	168		戸籍届出	3,038
世 帯 変更届	世帯変更	26		戸籍通知	636
	世帯合併	159		転出取消	67
	世帯分離	336		職権修正	6,847
職 権 記載等	出 生	2,136		修 正	1,514
	死 亡	2,378	合 計		35,288

(戸籍の附票)

種 別	件 数
記 載	28,952
消 除	2,274
計	31,226

(印鑑)

種 別	件 数
登 錄	9,779
修 正	5,440
除 票	9,785
計	25,004

※住民票事務処理件数のその他・職権修正には、転入通知を含む。

## (戸籍事務)

区分		件数	区分		件数
1	出生	3,186	19	帰化	11
2	国籍留保	26	20	国籍喪失	4
3	認知	55	21	国籍選択	0
4	養子縁組	241	22	外国国籍喪失	0
5	養子離縁	97	23	氏の変更	54
6	法73条の2・法69条の2	4	24	名の変更	13
7	婚姻	3,053	25	転籍	1,244
8	離婚	764	26	就籍	0
9	法77条の2・法75条の2	319	訂正・更正	① 市町村長職権	120
10	親権・未成年者の後見・後見監督	32		② 法24条2項	12
11	死亡	3,431		③ 法113条114条	5
12	失踪	3		④ 法116条	8
13	復氏	6		⑤ 続柄の記載更正(嘱託)	0
14	姻族関係終了	4		⑥ 続柄の記載更正(申出)	15
15	相続人廃除	0		計	160
16	入籍	644	28	追完	1
17	分籍	57	29	その他	15
18	国籍取得	3	30	不受理申出	51
				計	13,478

## (3) 自動交付機

① 設置年月日 平成10年8月1日

平成17年3月22日から庁舎1階フロアに2台、平成23年3月1日から大和支所に1台増設し、計5台稼動。

平成22年度 月別交付機集計表

## ② 設置場所・利用時間等

## ●佐賀市役所本庁1階西玄関(1台)

月～金 午前8時～午後9時

土・日・祝・12/29・12/30 午前8時～午後5時

休止日 年末年始(12月31日～1月3日)

## ●佐賀市役所本庁1階フロア(2台)

月・水・木・金 午前8時30分～午後5時

火曜 午前8時30分～午後7時

日曜 午前9時～午後4時

休止日 土曜・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

## ●エスプラッツ2階市民サービスセンター前(1台)

月～金 午前10時～午後7時

土・日・祝 午前10時～午後5時

休止日 年末年始(12月29日～1月3日)

## ●大和支所東玄関(1台)

月～金 午前8時30分～午後9時

土・日・祝・12/29・12/30 午前8時30分～午後5時

休止日 年末年始(12月31日～1月3日)

月	発行部数	各証明毎の全発行数に占める交付率(%)				全体
		印鑑登録証明書	住民票の写し	所得課税証明書	納税証明書	
4	4,112	33.39	14.75	2.27	2.41	19.50
5	3,695	35.14	17.83	2.64	0.83	23.55
6	4,490	34.74	15.88	2.80	2.24	17.22
7	3,880	32.20	14.95	2.66	1.57	17.55
8	3,836	32.64	16.39	2.04	0.47	19.89
9	3,327	31.80	15.05	1.91	0.00	19.50
10	3,186	32.37	15.75	2.07	3.69	20.54
11	3,504	33.43	15.39	1.90	0.57	20.86
12	3,431	32.45	15.86	1.38	0.21	20.49
1	3,650	33.87	15.87	1.95	0.80	21.81
2	3,636	30.45	14.85	2.17	0.28	19.61
3	5,643	34.35	15.79	3.30	1.06	21.78
合計	46,390	33.10	15.67	2.39	1.00	20.03

#### (4) 住民基本台帳ネットワークシステム

- 住基カード多目的サービス開始  
(平成16年6月1日)  
住基カードの普及と、お客様の利便性向上のため、次の3つのサービスを開始した。
  - ・申請書を自動で作成するサービス  
(平成23年3月31日で終了)
  - ・窓口で印鑑登録証明書の交付を受けることができるサービス  
(平成23年3月31日で終了)
  - ・自動交付機を利用できるサービス

#### (5) 郵便局証明書発行サービス

市役所から遠隔地にお住まいのお客様の時間的・経済的負担の軽減を目的として開始した。

① 開始：平成16年6月1日

佐賀嘉瀬郵便局、蓮池郵便局、川久保郵便局で業務開始

② 拡大：平成18年6月1日

北山郵便局、三反田郵便局でも業務開始

③ 取り扱う証明書の種類

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍、戸籍の附票の写し、税証明、外国人登録原票記載事項証明書

郵便局証明書発行サービスでの交付件数（平成22年度）

住民基本台帳ネットワークシステム関係統計表（平成22年度）

月	住基カード 交付件数	広域交付 住民票の写し	付 記 転出入	電子証明書 交付件数
4	248	17	1	10
5	178	15	0	4
6	240	25	0	9
7	227	9	0	20
8	269	19	0	8
9	222	15	1	7
10	261	8	0	14
11	406	9	0	15
12	368	16	1	49
1	285	10	1	95
2	448	16	0	208
3	836	9	2	166
合計	3,988	168	6	605

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
佐賀嘉瀬	94	52	92	82	79	69	55	91	73	57	69	106	919
蓮 池	35	15	32	29	50	22	18	32	19	35	31	28	346
川 久 保	96	92	104	117	80	59	54	65	58	77	83	127	1,012
北 山	7	0	15	6	8	6	6	12	13	8	12	12	105
三 反 田	7	12	11	15	8	15	8	7	16	8	7	13	127
合 計	239	171	254	249	225	171	141	207	179	185	202	286	2,509

## 2. 総合窓口 5-3

### (1) 概要

平成13年10月29日開設

- ・「届出コーナー」…戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住民基本台帳カードの発行、住所の変更に伴う国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、小中学校の指定等の手続きを一括して取り扱う。
- ・「証明コーナー」…住民票の写し、戸籍の証明、印鑑証明、税証明を取り扱う。

### (2) 平日窓口延長サービス（本庁のみ）

開始：平成12年10月3日

取扱時間：毎週火曜日は窓口の取扱時間を2時間延長し、午前8時30分から午後7時までとする。

### (3) 日曜窓口サービス（本庁のみ）

開始：平成16年2月15日（同年6月27日まで試行。その後継続実施）

取扱時間：毎週日曜日 午前9時から12時、午後1時から4時

取扱業務：住所の変更、印鑑登録、住民票の写しなどの各種証明書の発行、住民基本台帳カードの発行

### (4) 繁忙期窓口開設サービス（本庁のみ）

開始：平成14年3月

3月末と年度初めの繁忙期に、窓口の取扱時間を拡大している。

平成22年度の取り組み

- ・土日サービス

平成23年3月26日(土)・27日(日)、4月2日(土)・4月3日(日)の4日間に、午前9時から12時まで及び午後1時から4時まで窓口を開設した。

- ・平日窓口延長サービス

平成23年3月23日(水)から4月4日(月)までの平日の8日間は、窓口の取扱時間を1時間延長し、午後6時までとした。

※毎週火曜日は、午後7時まで延長

市生  
民活

(5) 各種手数料及び取扱件数一覧（平成22年度）

種 別	手 数 料 (円)	件 数
住 民 票 の 写 し	300	121,209
住 民 票 記 載 事 項 証 明 書	300	2,501
印 鑑 登 録 証 明 書	300	88,649
戸 籍 謄 本	450	41,587
戸 籍 抄 本	450	12,102
戸 籍 一 部 事 項 証 明 書	450	1
戸 籍 記 載 事 項 証 明 書	350	4
除 籍 謄 本	750	42,470
除 籍 抄 本	750	363
除 籍 一 部 事 項 証 明 書	750	0
除 籍 記 載 事 項 証 明 書	450	4
受 理 証 明	350・1,400	271
届 出 証 明	350	219
戸 籍 の 附 票 の 写 し	300	17,288
住 民 票 閲 覧	300	4,461
広 域 交 付 住 民 票 の 写 し	300	185
住 民 基 本 台 帳 カ ド	500	3,882
印 鑑 登 録 証 再 登 録	500	4,243
転 出 証 明 書	無料	5,799
身 分 証 明 書	300	3,189
登 録 原 票 記 載 事 項 証 明 書	300	1,093
そ の 他 の 諸 証 明	300	3,049
自 動 車 臨 時 運 行 許 可	750	1,936
所 得 証 明 書	300	20,140
課 税 証 明 書	300	1,126
所 得 課 税 証 明 書	300	14,142
納 税 証 明 書	300	4,203
事 業 所 証 明 書	300	159
固 定 資 産 証 明 書	300	9,251
合 計		403,526

※税証明については総合窓口取り扱い分のみ。

### 3. 市民サービスセンター 5-3

エスプラット2階に市民サービスセンターを設置し、各種証明書の発行や県からの権限委譲により一般旅券の申請受理及び交付事務を開始した。

開始：住民票等の各種証明発行 平成19年8月1日

一般旅券の申請受理及び交付 平成19年9月1日

窓口時間

平 日 午前10時から午後6時30分まで（火曜日は午後7時まで）

日曜日 旅券の受け取りのみ可能。時間は正午から午後4時まで

閉庁日 土曜日・祝日（ただし日曜日が祝日の場合は開所）・年末年始

取り扱う事務

一般旅券申請の受理及び交付（訂正、紛失、渡航先追加、増補申請を含む）

各種証明書の発行（下記の証明書の発行を行っている）

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍、除籍、身分証明書、戸籍の附票の写し、納税証明書（軽自動車、国民健康保険に関する証明は除く）、所得課税証明書、完納証明書、固定資産証明書、事業所証明書

平成22年度市民サービスセンター旅券申請件数及び証明書発行件数

単位：件

月	旅券	戸籍	住民票等	印鑑登録証明書	諸証明	税証明
4	578	300	215	67	3	47
5	452	312	187	79	4	16
6	551	331	228	88	7	94
7	641	238	165	54	6	61
8	900	381	178	38	3	64
9	569	291	162	68	4	53
10	378	220	165	60	2	46
11	370	209	154	77	9	22
12	395	164	145	115	6	31
1	556	262	142	89	3	25
2	592	293	186	103	9	31
3	512	291	236	132	4	29
合計	6,494	3,292	2,163	970	60	519

市民生活

## 4. 市民相談 5-2

市民相談コーナーで、市民からの行政一般に関するお尋ねへの対応と、目的に沿った相談事業を実施している。

### ◎本庁1階市民相談コーナーでの相談

(平成22年度)

相談名	開催日時	担当	相談内容
一般相談	月～金曜日 8:30～17:00	市民相談コーナー担当相談員	市の業務についての意見、日常生活上の悩みごと、心配ごとなど。
法律相談	毎週木曜日 13:30～16:30	佐賀県弁護士会	民事上の法律問題、土地家屋、相続、消費者金融等の金銭貸借など。
人権・心配ごと相談	毎週火曜日 13:30～16:30	佐賀県人権擁護委員連合会	人権を侵害されたと思われる相談、日常生活上の悩みごと、心配ごとなど。
税務相談	第1,3水曜日 13:30～16:30	九州北部税理士会 佐賀支部	所得税、法人税、贈与税などの手続き全般。
土地建物相談	第2,4月曜日 13:30～16:30	佐賀県宅地建物取引業協会	借地、借家などの契約および苦情全般。
行政相談	第1,2,3金曜日 13:30～16:30	行政相談員	役所や特殊法人などに関する相談。
行政書士による相談	第4金曜日 14:00～16:00	佐賀県行政書士会	法務関係文書および官公庁への認可申請などに関する相談。
司法書士による相談	第4水曜日 13:30～16:30	佐賀県司法書士会	登記、相続、遺言、成年後見などの相談。
暴力に関する相談	月～金曜日 9:00～16:00	市民相談コーナー担当相談員	日常生活での暴力に関する悩み、心配ごと。

### ◎支所での相談

支所名	相談名	開催日時	場所
諸富	人権・行政相談	毎月第4金曜日 13:30～16:00	諸富支所
大和	法律相談	隔月第2木曜日 13:30～16:30	大和支所
	人権・行政相談	毎月第3木曜日 10:00～12:00	大和老人福祉センター
富士	人権相談	開催日時は市報をご覧ください。	富士支所
	行政相談	毎月第4水曜日 10:00～15:00	
三瀬	人権・行政相談	毎月第2水曜日 9:30～12:00	三瀬公民館
川副	人権・行政相談	毎月第2水曜日 9:00～12:00	川副公民館
	法律相談	隔月第2木曜日 13:30～16:30	川副支所
東与賀	人権相談	毎月第3水曜日 13:30～16:00	東与賀保健福祉センター
	行政相談	毎月第3水曜日 13:30～16:00	
久保田	人権相談	開催日時は市報をご覧ください。	久保田老人福祉センター
	行政相談	毎月第1金曜日 10:00～15:00	

### ◎本庁での相談・案内等状況

単位：件

相談の種類	一般相談	特別相談							総合案内	る暴力に関する	交通事故	合計
		法 律	心 配 ご と ・ 權	稅 務	物 地 ・ 建	行 政	よ る 行政 書 士 に 相 談 に	よ る 司 法 書 士 に 相 談 に				
H21	3,377	486	110	39	71	7	6	0	74,766	5	476	79,343
H22	3,323	522	153	50	54	10	9	13	75,443	3	465	80,045

## 5. つくし斎場

5-3

### (1) 施設の概要

① 位 置 佐賀市金立町大字金立1197番地465

② 敷 地 面 積 5,787m<sup>2</sup>

③ 建 築 面 積 1,336m<sup>2</sup>

④ 建 物 構 造 鉄筋コンクリート2階建

⑤ 施 設 内 容

○ 待合棟

1階 ホール、待合室（5室）、事務室、応接室、湯沸室、便所、売店、機械室

2階 ホール、待合室（2室）、湯沸室、便所

○ 火葬棟

受付、ホール、炉前室、拾骨室（3室）、遺体安置室、作業室、電気室、

火葬炉7基（1炉1再燃焼炉付）、作業員控室

○ 駐車場 45台収容

⑥ 着工及び竣工 昭和54年2月24日着工 昭和55年3月15日竣工

⑦ 業務開始 昭和55年4月1日

⑧ 事業費 3億8,300万円

### (2) 使用料

① 遺がいの火葬（1体につき）	市内居住者	市外居住者
大人	6,500円	60,000円
子ども（10歳以下）	4,600円	40,000円
死産児	3,300円	20,000円
② 改葬遺がいの火葬（1体につき）	死亡後3年未満	死亡後3年以上
大人	6,500円	4,600円
子ども（10歳以下）	4,600円	2,600円
③ 身体の一部等の焼却	10kgまで	10kgを超えて1kg増すごと
	1,300円	130円
④ 遺体安置室（24時間以内）の使用	市内居住者	市外居住者
	1,300円	5,200円

### (3) 利用状況（平成22年度）

区分		件数	区分		件数
大人	市内	1,856件	死産児	市内	45件
	市外	387件		市外	24件
子ども	市内	10件	人体の一部等		2,286.2kg
	市外	3件	遺体安置室・告別室		20件

## 6. 川副葬祭公園 5-3

### (1) 施設の概要

① 位 置 佐賀市川副町大字犬井道5722番地

② 敷 地 面 積 4,317m<sup>2</sup>

③ 建 築 面 積 176m<sup>2</sup>

④ 建 物 構 造 軽量鉄骨平屋建

⑤ 施 設 内 容

玄関ホール、休憩室（2室）、事務室、湯沸室、便所、炉前ホール、機械室、火葬炉2基、駐車場（20台収容）

⑥ 着工及び竣工 昭和51年12月20日着工 昭和52年3月31日竣工

⑦ 業務開始 昭和52年6月1日

⑧ 事業費 6,250万円

### (2) 使 用 料

① 遺がいの火葬（1体につき）	市内居住者	市外居住者
大人	5,000円	60,000円
子ども（12歳未満）	3,000円	40,000円
死産児	2,000円	20,000円
② 改葬遺がいの火葬（1体につき）	市内居住者	市外居住者
	2,000円	10,000円
③ 身体の一部の焼却	市内居住者	市外居住者
	2,000円	10,000円
④ 霊柩車の使用 (平成23年3月31日で終了)	市内居住者	市外居住者
	5,000円	

### (3) 利用状況（平成22年度）

区 分		件 数	区 分		件 数
大人	市 内	226件	死 産 児	市 内	3件
	市 外	6件		市 外	0件
子ども	市 内	0件	一 身 部 体 等 の	市 内	2件
	市 外	0件		市 外	0件
			靈柩車	市 内	46件

## 7. 東与賀火葬場 5-3

### (1) 施設の概要

① 位 置 佐賀市東与賀町大字田中172番地3

② 敷 地 面 積 997m<sup>2</sup>

③ 建 築 面 積 167m<sup>2</sup> (建床面積144m<sup>2</sup>)

④ 建 物 構 造 鉄筋コンクリート一部2階建

⑤ 施 設 内 容

待合室(和室・ロビー)、拾骨室、炉前ホール、湯沸室、便所、倉庫、管理人控室、靈灰塔、駐車場、火葬炉1基

⑥ 着工及び竣工 昭和61年12月10日着工 昭和62年4月25日竣工

⑦ 業務開始 昭和62年5月1日

⑧ 事業費 5,318万円

市民生活

### (2) 使用料

① 遺がいの火葬(1体につき)	市内居住者	市外居住者
大人	6,000円	60,000円
子ども(10歳以下)	4,500円	40,000円
死産児	3,000円	20,000円
② 改葬遺がいの火葬(1体につき)	死亡後3年未満	死亡後3年以上
大人	6,000円	4,000円
子ども(10歳以下)	4,500円	2,500円
③ 身体の一部等の焼却	10kgまで	10kgを超える1kg増すごと
	1,000円	100円
④ 遺体安置室(24時間以内)の使用	市内居住者	市外居住者
	1,000円	4,000円

### (3) 利用状況(平成22年度)

区分		件数	区分		件数
大人	市内	193件	死産児	市内	2件
	市外	14件		市外	0件
子ども	市内	1件	身体の一部等		0件
	市外	0件	安置室使用		0件

## 8. 市 税

5-4

### (1) 市税の一覧

区分 税目	課 税 客 体 ・ 納 稅 義 務 者	申告書等提出期限	納 期 等				
市 民 税	<p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する個人（均等割、所得割）</li> <li>・市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割）</li> </ul> <p>(法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に事務所または事業所を有する法人（均等割、法人税割）</li> <li>・市内に寮、宿泊所等を有する法人で、当該市内に事務所または事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所を有する公益法人で収益事業を行わないもの（均等割）</li> <li>・市内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託者（法人税割）</li> </ul>	<p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人申告書 3月15日</li> <li>・給与支払報告書 1月31日</li> <li>・異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日</li> </ul> <p>(法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間申告 事業年度開始日から6カ月を経過した日から2カ月以内</li> <li>・確定申告 事業年度終了日の翌日から2カ月以内 (ただし、提出期限の特例あり)</li> </ul>	<p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通徴収 第1期6月1日～6月末日 第2期8月1日～8月末日 第3期10月1日～10月末日 第4期12月1日～12月28日</li> </ul> <p>・特別徴収 6月から翌年5月までの徴収した月の翌月10日</p> <p>(法人)</p> <p>申告書の提出期限</p>				
固定資産税	<p>固定資産</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">土地</td> <td rowspan="2" style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">当該固定資産の所有者</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">家屋</td> </tr> </table> <p>償却資産</p>	土地	当該固定資産の所有者	家屋	<p>償却資産</p> <p>1月31日</p>	<p>第1期5月1日～5月末日 第2期7月1日～7月末日 第3期9月1日～9月末日 第4期11月1日～11月末日</p>	
土地	当該固定資産の所有者						
家屋							
軽自動車税	<p>原動機付自転車</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">軽自動車</td> <td rowspan="3" style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">所有者または使用者</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">2輪の小型自動車</td> </tr> </table>	軽自動車	所有者または使用者	小型特殊自動車	2輪の小型自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得申告 軽自動車等所有者等となった日から15日以内</li> <li>・廃車申告 軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内</li> </ul>	5月11日～5月末日
軽自動車	所有者または使用者						
小型特殊自動車							
2輪の小型自動車							
市たばこ税	市内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した「製造たばこの製造者」、「特定販売業者」または「卸売業者」	毎月の販売につき翌月末日までに申告・納付					
特別土地保有税		平成15年度以降、当分の間、新たな課税の停止					
入湯税	鉱泉浴場の入湯客	翌月15日までに申告・納付					
都市計画税	市街化区域内に所在する土地家屋の所有者		固定資産税と同じ				
国有資産等 所 在 市 交 付 金	<p>国・地方公共団体所有の 固定資産で貸付資産等</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td rowspan="2" style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">地方公共団体</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">地方公共団体</td> </tr> </table>	国	地方公共団体	地方公共団体		6月30日	
国	地方公共団体						
地方公共団体							

賦課期日	課 稅 標 準 及 び 税 率																																
1月1日 (個人市民税のみ)	<p>○個人所得割 税率 = 6 / 100</p> <p>○個人均等割 3,000円</p> <p>○法人均等割 (単位: 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法 人 等 の 区 分</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>資本金等の額が50億円を超えるもの</td><td>3,600,000</td></tr> <tr><td>資本金等の額が10億円を超えるもの</td><td>2,100,000</td></tr> <tr><td>資本金等の額が1億円を超えるもの</td><td>492,000</td></tr> <tr><td>資本金等の額が1千万円を超えるもの</td><td>480,000</td></tr> <tr><td>資本金等の額が1億円を超えるもの</td><td>192,000</td></tr> <tr><td>資本金等の額が1千万円を超えるもの</td><td>180,000</td></tr> <tr><td>資本金等の額が1千万円を超えるもの</td><td>156,000</td></tr> <tr><td>資本金等の額が1千万円を超えるもの</td><td>144,000</td></tr> <tr><td>上記以外の法人等</td><td>60,000</td></tr> </tbody> </table> <p>○法人税割 法人税額の14.7 / 100</p>		法 人 等 の 区 分	税 額	資本金等の額が50億円を超えるもの	3,600,000	資本金等の額が10億円を超えるもの	2,100,000	資本金等の額が1億円を超えるもの	492,000	資本金等の額が1千万円を超えるもの	480,000	資本金等の額が1億円を超えるもの	192,000	資本金等の額が1千万円を超えるもの	180,000	資本金等の額が1千万円を超えるもの	156,000	資本金等の額が1千万円を超えるもの	144,000	上記以外の法人等	60,000											
法 人 等 の 区 分	税 額																																
資本金等の額が50億円を超えるもの	3,600,000																																
資本金等の額が10億円を超えるもの	2,100,000																																
資本金等の額が1億円を超えるもの	492,000																																
資本金等の額が1千万円を超えるもの	480,000																																
資本金等の額が1億円を超えるもの	192,000																																
資本金等の額が1千万円を超えるもの	180,000																																
資本金等の額が1千万円を超えるもの	156,000																																
資本金等の額が1千万円を超えるもの	144,000																																
上記以外の法人等	60,000																																
1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率 = 1.4 / 100</li> <li>免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満</li> </ul>																																
4月1日	<table border="1"> <tbody> <tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>50cc以下</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>50ccを超える90cc以下</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>90ccを超えるもの</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>ミニカー</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td rowspan="4">軽自動車</td><td>2輪のもの</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>3輪のもの</td><td>3,100円</td></tr> <tr><td rowspan="4">4輪以上のもの</td><td>乗用 営業用</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>乗用 自家用</td><td>7,200円</td></tr> <tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>貨物 営業用</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>貨物 自家用</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>農耕作業用のもの</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>その他のもの</td><td>4,700円</td></tr> <tr><td>2輪の小型自動車</td><td></td><td>4,000円</td></tr> </tbody> </table>		原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50ccを超える90cc以下	1,200円	90ccを超えるもの	1,600円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪のもの	2,400円	3輪のもの	3,100円	4輪以上のもの	乗用 営業用	5,500円	乗用 自家用	7,200円	小型特殊自動車	貨物 営業用	3,000円	貨物 自家用	4,000円	農耕作業用のもの	1,600円	その他のもの	4,700円	2輪の小型自動車		4,000円
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																															
	50ccを超える90cc以下	1,200円																															
	90ccを超えるもの	1,600円																															
	ミニカー	2,500円																															
軽自動車	2輪のもの	2,400円																															
	3輪のもの	3,100円																															
	4輪以上のもの	乗用 営業用	5,500円																														
		乗用 自家用	7,200円																														
小型特殊自動車		貨物 営業用	3,000円																														
		貨物 自家用	4,000円																														
農耕作業用のもの	1,600円																																
その他のもの	4,700円																																
2輪の小型自動車		4,000円																															
	売り渡し本数1,000本につき4,618円 (ただし、旧3級品は2,190円)																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊する者 1人1泊につき150円</li> <li>宿泊しない者 1人1泊につき80円</li> </ul>																																
1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率 = 0.25 / 100</li> </ul>																																
	<p>算定標準額の1.4 / 100</p> <p>※法で特別定めのあるものを除き、算定標準額は次のとおりである。</p> <p>前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格による。</p>																																

## (2) 市税の調定状況

(単位：円、%)

年 度 区 分			21 年 度		22 年 度	
科 目			調 定 額	対前年度比	調 定 額	対前年度比
市 民 税	個 人	現 年 分	10,881,420,636	98.6	10,229,722,346	94.0
		繰 越 分	490,976,415	103.6	465,268,521	94.8
		小 計	11,372,397,051	98.8	10,694,990,867	94.0
民 税	法 人	現 年 分	2,426,464,600	76.3	3,100,751,300	127.8
		繰 越 分	36,109,391	107.1	32,253,978	89.3
		小 計	2,462,573,991	76.6	3,133,005,278	127.2
合 計			13,834,971,042	94.0	13,827,996,145	99.9
固 定 資 産 税	現 年 分	12,580,632,700	97.1	12,631,707,600	100.4	
	繰 越 分	762,530,442	88.1	663,883,120	87.1	
	小 計	13,343,163,142	96.5	13,295,590,720	99.6	
	交 付 金	115,666,100	101.5	117,202,400	101.3	
	合 計	13,458,829,242	96.6	13,412,793,120	99.7	
輕 自 動 車 稅	現 年 分	450,160,900	103.2	461,983,000	102.6	
	繰 越 分	31,497,492	86.5	29,656,042	94.2	
	合 計	481,658,392	101.9	491,639,042	102.1	
市 た ば こ 稅	現 年 分	1,367,955,909	96.2	1,423,349,334	104.0	
	繰 越 分	0	—	0	—	
	合 計	1,367,955,909	96.2	1,423,349,334	104.0	
特 保 別 有 土 地 稅	現 年 分	0	—	0	—	
	繰 越 分	0	—	0	—	
	合 計	0	—	0	—	
入 湯 稅	現 年 分	23,679,680	104.3	21,835,990	92.2	
	繰 越 分	0	皆減	25,740	皆増	
	合 計	23,679,680	103.8	21,861,730	92.3	
都 市 計 画 稅	現 年 分	1,471,819,100	97.7	1,478,468,500	100.5	
	繰 越 分	88,659,352	88.0	77,572,798	87.5	
	合 計	1,560,478,452	97.1	1,556,041,298	99.7	
總 計	現 年 分	29,317,799,625	95.6	29,465,020,470	100.5	
	繰 越 分	1,409,773,092	93.4	1,268,660,199	90.0	
	合 計	30,727,572,717	95.5	30,733,680,669	100.0	

## (3) 市税の決算状況

(単位：円、%)

年 度 科 目			21 年 度			22 年 度		
区 分			収 入 額	収入率	対前年度比	収 入 額	収入率	対前年度比
市 民 税	個 人	現 年 分	10,676,749,822	98.1	98.9	10,082,599,925	98.6	94.4
		繰 越 分	179,380,031	36.5	113.6	181,119,452	38.9	101.0
		小 計	10,856,129,853	95.5	99.1	10,263,719,377	96.0	94.5
	法 人	現 年 分	2,417,029,360	99.6	76.4	3,091,562,000	99.7	127.9
		繰 越 分	10,202,215	28.3	134.0	8,809,155	27.3	86.3
		小 計	2,427,231,575	98.6	76.5	3,100,371,155	99.0	127.7
合 計			13,283,361,428	96.0	94.0	13,364,090,532	96.6	100.6
固定 資 産 税	現 年 分		12,361,048,100	98.3	97.3	12,459,187,270	98.6	100.8
	繰 越 分		237,028,941	31.1	96.3	223,309,589	33.6	94.2
	小 計		12,598,077,041	94.4	97.3	12,682,496,859	95.4	100.7
	交 付 金		115,666,100	100.0	101.5	117,202,400	100.0	101.3
	合 計		12,713,743,141	94.5	97.3	12,799,699,259	95.4	100.7
軽 自 動 車 税	現 年 分		437,654,962	97.2	103.1	451,629,284	97.8	103.2
	繰 越 分		10,592,571	33.6	90.3	11,565,018	39.0	109.2
	合 計		448,247,533	93.1	102.8	463,194,302	94.2	103.3
市 た ば こ 税	現 年 分		1,367,955,909	100.0	96.2	1,423,349,334	100.0	104.0
	繰 越 分		0	—	—	0	—	—
	合 計		1,367,955,909	100.0	96.2	1,423,349,334	100.0	104.0
特 保 別 有 土 地 税	現 年 分		0	—	—	0	—	—
	繰 越 分		0	—	—	0	—	—
	合 計		0	—	—	0	—	—
入 湯 税	現 年 分		23,653,940	99.9	104.2	21,835,990	100.0	92.3
	繰 越 分		0	—	皆減	25,740	100.0	皆増
	合 計		23,653,940	99.9	103.7	21,861,730	100.0	92.4
都 市 計 画 税	現 年 分		1,446,129,719	98.3	97.9	1,458,275,991	98.6	100.8
	繰 越 分		27,476,117	31.0	96.2	26,035,676	33.6	94.8
	合 計		1,473,605,836	94.4	97.8	1,484,311,667	95.4	100.7
總 計	現 年 分		28,845,887,912	98.4	95.8	29,105,642,194	98.8	100.9
	繰 越 分		464,679,875	33.0	102.8	450,864,630	35.5	97.0
	合 計		29,310,567,787	95.4	95.9	29,556,506,824	96.2	100.8

市  
生  
民  
活

(4) 歳入に占める市税割合

(単位 : 千円)

年度 区分	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度
一般会計	87,573,152	80,377,794	89,529,663	90,565,262
市 税	30,440,784	30,578,198	29,310,568	29,556,507
割 合(%)	34.8	38.0	32.7	32.6

(5) 原動機付自転車・軽自動車保有台数

(単位 : 台)

(各年4月1日現在)

種 別		平 成 19 年	平 成 20 年	平 成 21 年	平 成 22 年	平 成 23 年
総 数		89,981	91,078	92,505	93,735	96,475
原 自 動 車	50cc以下	12,825	12,365	11,974	11,646	11,706
	50ccを超える90cc以下	1,449	1,397	1,375	1,315	1,231
	90ccを超えるもの	742	753	850	950	1,044
	小 計	15,016	14,515	14,199	13,911	13,981
軽 自 動 車	2 輪 の も の	1,963	1,938	1,996	2,017	2,104
	3 輪 の も の	3	3	3	3	3
	4 輪 乗 用	42,114	44,250	46,305	48,220	50,429
	4 輪 貨 物	21,932	21,476	21,087	20,679	20,898
	小 計	66,012	67,667	69,391	70,919	73,434
小 自 型 特 殊 車	農 耕 作 業 用	6,174	6,028	5,890	5,824	5,764
	そ の 他	324	398	451	468	490
	小 計	6,498	6,426	6,341	6,292	6,254
2 輪 の 小 型 自 動 車		2,455	2,470	2,574	2,613	2,806

## 9. 市民活動センター 5-1

### 建物概要

名 称 iスクエアビル（アイ・スクエアビル）

所 在 地 佐賀市駅前中央1丁目8番32号

敷地面積 3,464.88m<sup>2</sup>

建築面積 1,040.82m<sup>2</sup> (延床面積 8,068.43m<sup>2</sup>)

構 造 鉄骨造 9階建

総事業費 19億8千万円（佐賀市分）

開 館 平成14年4月1日

内 容 ◎情報プラザ（1F）…「見て、知って、創って」をコンセプトにIT機器を駆使し、デジタルワールドを楽しく体感することができます。子どもから大人までみんなが楽しめるふれあいスペースです。

イベントゾーン デジタルライブラリー インターネットサロン

◎市民活動プラザ（3・4F）…市民活動を知りたい、参加したい、いろんな人と交流したい、活動を広げたい、そんなあなたの市民活動を応援します。

ミーティングフロア 情報コーナー 活動スペース ワーキングコーナー

親子交流サロン リフレッシュコーナー プラザ事務所

行政コーナー（市民活動推進課・スポーツ振興課） 消費生活相談室

小会議室（4室）

◎新産業支援プラザ（5F）…新しく事業を起こそうとお考えの方、新しい製品を開発しようとする企業や個人、事業を拡大しようとする地元企業等に対してさまざまな支援を行います。

インキュベートルーム 佐賀大学サテライト室 大・中・小会議室（各1室）

交流サロン リフレッシュコーナー

市生  
民活

## 10. 市民活動推進 5-1

### (1) 市民活動支援事業

#### ① 啓発事業

市民及び行政内部に対して、市民活動団体や協働などについての基礎的な理解を深める事業を実施する。

##### ◎市民活動に関する研修（平成22年度実績）

開催日時	講 座 名	参加者数(人)
11/12	協働に関する職員研修 (所属長及び希望職員を対象)	73

##### ◎協働に関する市民向け講座（平成22年度実績）

“それ、なに!?どうすれば!?私たちにもできるの!?”「協働」おもしろ大百科”「協働」を分かりやすく、身近なものとして理解してもらうために、①「講談風ナレーション」、②「佐賀にわか風寸劇」、③「協働指針を基にした解説」で構成するプログラムを創作し、市内3ヵ所で上演した。（認定特定非営利活動法人 地球市民の会との協働事業）

#### ② 情報の提供／交流事業

市民と行政との協働を行っていくために、市民と情報を共有する。同様に、市民活動団体の情報を把握・整理し発信する。

1. 市報や市ホームページによる広報及び各種の広報媒体による情報提供
2. 市民活動団体ガイドブック2010年度版の更新・配布
3. 支援事業説明会・意見交換会の開催
4. 助成金情報について、団体に適した情報を提供する

#### ③ 協働推進窓口

市民活動団体等が行政に活動を周知したり、理解や協力、協働事業の取り組みを働きかけたりしたい時に、いつでも対応できるように特定非営利活動促進法の17分野に対応する佐賀市の部署に担当者を配置している。（平成15年12月より運用開始）

関係者が一堂に会して協働事業の話し合いを行い、双方で顔の見える関係づくりを推進する。

### (2) 市民とのパートナーシップ推進事業

市民活動団体の主体的な企画・立案・実施による地域の課題解決事業の提案を協働の取り組みとして委託し実施することで、市民活動団体と行政との協働による取り組みの促進と地域の課題解決を図る。

◎平成22年度事業

①「協働にチャレンジ！」部門 4事業

事業名「巨石パークの活用推進事業 ふれあいイベントの開催といやしのみどりづくり」

団体名「巨石パーク山桜の会」

事業名「世界遺産フェアを開催することにより、市民の世界遺産への理解を促進する事業」

団体名「佐賀伝承遺産研究会」

事業名「山と街との「そーし♡そーあい」大作戦!!」

団体名「認定特定非営利活動法人 地球市民の会」

事業名「協働事業 前向き子育てプログラム～トリプルP子育て講座～」

団体名「トリプルP 佐賀」

②「すすめよう！男女共同参画」 部門 1事業

事業名「これから の ライフプラン応援セミナー」

団体名「子個老癒し隊」

③「目指そう！ペットとのいい関係」 部門 1事業

事業名「犬と猫と絆を結ぼう」

団体名「ハーモニアスハート」

(3) 市民活動保険

市民活動を実践する活動者等が市民活動中に怪我をした場合や死亡した場合、あるいは活動の参加者等に損害を与えた場合などに補償を行う。

◎市民活動保険の特徴

- ① 市内に活動拠点を置いた市民活動団体で、広く公共の利益を目的とした市内における自発的な無報酬の活動が対象。
- ② 保険対象となる方は指導者や活動者、活動を伴う参加者で、単なる観覧者や活動を伴わない参加者などは除く。
- ③ 保険料は市が全額負担。
- ④ 申し込みや事前登録手続きは不要。
- ⑤ スポーツ活動や、活動地と自宅等の往復途上時の事故などは対象に含まない。

◎平成22年度保険契約受付件数〔平成23年5月末時点〕

傷害保険事故 11件、賠償責任保険事故 1件

#### (4) 協働ステップアップ事業

職員や市民の協働への意識向上を図り、より具体的で効果的な協働の取り組みを進めていくために次の取り組みを行う。

##### ◎平成22年度実績

###### ① 市民活動団体に対する協働事業の実態調査

- ・協働の取り組みの実態調査：306団体に対してのアンケートを実施
- ・協働の取り組みのヒアリング調査：7団体のヒアリングを実施

###### ② 「佐賀市協働出会いフェスタ」の開催

協働の取り組みに積極的な市職員と市民活動団体関係者が、協働事例の共有や情報交換を行う機会をイベント的に提供する。(平成22年度1回、参加者17名)

- ・開催テーマ：子どもをネット環境から守る取り組み

#### (5) 市民活動拠点運営事業（市民活動プラザ）

##### ◎市民活動プラザ設置の趣旨

佐賀市の市民活動の拠点施設として、多様な市民活動を育成及び支援すること、市民活動に関する情報の収集及び提供に関する目的として設置した。運営管理については特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンターを指定管理者とし、市民組織主体の施設運営と市民活動支援を行っている。

###### ① 貸出施設の利用案内

申し込み 使用日の3カ月前から3階市民活動プラザ窓口で受付

休館日 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

利用時間 午前9時から午後10時まで

※ ただし、営利・宗教・政治的な用途には、貸し出しできない。

###### ② 会議室等の利用料金について

##### ◎会議室

種類	数	単位	利用料金
大会議室 84m <sup>2</sup> (50人程度)	1	1時間	2,500円
中会議室 56m <sup>2</sup> (24人程度)	1	1時間	1,500円
小会議室 24m <sup>2</sup> (12人程度)	5	1時間	1,000円

※市民活動利用の場合は利用料金の2割の金額

## ◎その他の設備

種類	数		利用料金
活動スペース	6 ブース		月5,000円
ロッカー	大	2個	月500円
	中	36個	月300円
	小	48個	月200円
レターケース	240団体分		無料

※活動スペース、ロッカーの年間利用料金を4月に前納すると、9割の金額

## ◎コピー機

種類	内容	利用料金	
コピー機	白黒・2色	B 5・A 4	10円/1枚
		B 4・A 3	20円/1枚
	カラー	B 5・A 4	50円/1枚
		B 4・A 3	100円/1枚

## ◎印刷機

種類	内容	施設利用登録している市民活動団体の利用料金	一般利用料金
印刷機	製版	50円／1枚	100円／1枚
	印刷	0.5円／1枚	1円／1枚

## ◎市民活動プラザの利用状況

項目	平成21年度実績	平成22年度実績
来場者数	50,286人	51,501人
会議室利用率	49.0%	53.7%
利用登録団体数	506団体	573団体
レターケース利用団体	226団体	236団体

## 11. 交通安全・防犯

### (1) 交通安全対策 2 - 7

交通安全を確保するため、警察などの関係機関と連携し、高齢者や幼児、児童への交通安全教育や、佐賀市交通安全指導員などとの交通安全運動を積極的に啓発する事業。

#### ○交通事故発生状況

平成 20 年			平成 21 年			平成 22 年		
発 生	死 者	傷 者	発 生	死 者	傷 者	発 生	死 者	傷 者
3,040	7	3,952	3,079	6	3,995	3,239	10	4,227

### (2) 暴走族等追放対策 2 - 7

暴走族のいない安全で安心な市民生活の構築は市民全体の願いである。そのため、暴走族への加入防止、暴走族からの離脱促進といった活動に市民自らが携わり、暴走族等を許さない社会環境を実現するための事業。

#### ① 暴走族追放条例の制定、施行

『暴走族等追放条例』を制定し、暴走族等の追放に関して、市はもとより、市民、保護者等の責務を明らかにし、また、暴走行為をあおる行為を規制することで、暴走族等のいないまちづくりを推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保する。

#### ② 佐賀市暴走族追放審議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市暴走族追放審議会（委員18名以内）を設置し、本市の暴走族の実情に合わせた効果的な暴走族等の追放のための施策や重点区域及び重点禁止区域の指定について審議していく。

### (3) 交通災害共済制度 2 - 7

交通事故による災害の財政的負担を軽減し、生活を安定させ、交通安全と交通事故防止に対する意識の高揚を図るため、佐賀県市町総合事務組合が運営主体となり実施する事業。

#### ① 制度のあらまし

- 市民であれば、だれでも、いつからでも年額一人500円の掛金で加入できる。
- 2月1日から予約受付を開始し、共済期間は4月1日から翌年3月31日まで。

② 災害見舞金表

区分	災害の程度	見舞金額
交通事故證明書有り	死亡	100万円
	自賠法第1級各号に掲げる後遺障害	80万円
	入院・通院実日数200日以上	20万円
	" 150日以上	15万円
	" 100日以上	10万円
	" 75日以上	7万5千円
	" 50日以上	5万円
	" 25日以上	3万円
	" 10日以上	2万円
	" 25日以上	2万円
現認書のみ	" 10日以上	1万2千円

○ 対象となる交通事故

国内で一般交通の用に供する道路、公共駐車場、鉄道、定期航路等において、自転車、バイク、自動車、電車、定期旅客船・フェリー・旅客航空機等の走行（運行中）の交通事故による人身事故。または、歩行中のこれらの交通乗用具との衝突。

○ 対象とならない事故

交通事故の原因が加入者の故意、無免許、自殺、犯罪行為、天災等による場合。

私有地、公園、広場、河川敷等の一般に通行できない場所での事故。

③ 佐賀県交通災害共済制度の加入実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
加入者数(人)	27,034	23,543	20,096
年掛け金(円)	500	500	500
掛け金(保険料)合計(円)	13,517,000	11,771,500	10,048,000
加入入率(%)	11.4	9.9	8.5

(4) 生活安全対策 [2-7]

市民の生活安全意識の高揚、自主的な生活安全運動の推進、及び生活安全のための環境整備を図り、もって安全で住み良い社会を実現するための事業。

① 生活安全推進条例の制定、施行

市民の生活安全を確保するため、市及び市民等の責務を明らかにし、生活安全のための啓発活動や自主的活動を推進し、市民生活の安全と安心を確保する。

② 佐賀市生活安全推進協議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市生活安全推進協議会（委員20名以内）を設置し、市民の生活安全の確保を推進するための対策などについて協議、意見する。（年間2回開催予定）

## (5) 防犯対策

2-7

青少年の非行や犯罪を抑止又は防止するための啓発活動や自主防犯活動を推進し、犯罪の発生を減少させるための事業。

## ○犯罪発生状況

(単位：件)

平成20年			平成21年			平成22年		
窃盗犯	その他刑法犯	計	窃盗犯	その他刑法犯	計	窃盗犯	その他刑法犯	計
2,999	624	3,623	2,743	528	3,271	2,620	600	3,220

## (6) 防犯灯対策

2-7

市民等の夜間における犯罪及び交通事故を抑止し、生活安全を確保するため、防犯灯の設置を推進する。その防犯灯を維持管理する自治会等を支援する事業。

## ① 防犯灯設置助成金制度（平成23年度）の内容

	助成金の区分		助成対象経費	助成限度額
設置費	新たに電柱等に設置		1灯当たり設置に要した経費の2分の1	3,000円
	新たに灯柱を立てて設置		1基当たり設置に要した経費の2分の1	15,000円
	新たに電柱等に設置(LED灯)		1灯当たり設置に要した経費の2分の1	4,000円
	新たに灯柱を立てて設置(LED灯)		1基当たり設置に要した経費の2分の1	16,000円
補修費	灯柱を取り替える場合		1基当たり補修に要した経費の4分の3	9,000円
	防犯灯の照明部分を補修する場合		1灯当たり補修に要した経費の4分の3	3,900円
	蛍光灯等へ切り替え		1灯当たりに要した経費の4分の3	3,000円
	LED灯等へ切り替え		1灯当たりに要した経費の4分の3	5,000円
	蛍光管を取り替える場合		1灯当たりに要した工賃の2分の1	500円
	白熱球を取り替える場合		1灯当たりに要した工賃の2分の1	400円
維持費	電気料	料	1基当たり年間電気料金の10分の10以内	600円

(佐賀市社会福祉協議会にも同趣旨の制度がある。)

## ② 防犯灯助成の実績

	区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
助成件数	・新設灯数	166灯	166灯	160灯
	・補修灯数	218灯	218灯	180灯
	・切替灯数	64灯	64灯	168灯
	・取替灯数	2,549灯	2,549灯	2,260灯
	・電気料助成灯数	12,268灯	12,268灯	12,767灯
助成金額		10,962,601円	11,076,409円	11,558,723円

## 12. 消費生活

### (1) 消費者啓発 2 - 7

経済社会環境の変化に即応し、自主的かつ合理的に行動する自立した消費者を育成・支援するための事業。

#### ① 消費者フェスタ（消費生活展）の開催

消費生活に関するさまざまな知識や情報を提供し、自主的・主体的に行動する契機とし、消費生活を豊かにするために開催する。

#### ② 「消費者月間・消費者の日」記念行事

5月の「消費者月間」、5月30日の「消費者の日」にあわせ、消費者意識の喚起を目的として、街頭啓発キャンペーンや講演会等の消費者啓発事業を実施する。

#### ③ 「夏休みおもしろ雑学講座」

小学生とその保護者を対象に、金銭教育、佐賀の産業や食についての体験型講座を3回シリーズで開催し、物の価値や考え方について学ぶことで、子どもの将来の消費生活に係る価値判断や意思決定能力を育む機会を提供する。

#### ④ 地域消費者講座開催

申請により、地域の各種団体、グループ等に出前講座や講師の派遣を行う。

地域消費者講座開催件数と参加人数

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
開 催 件 数	63件	33件	35件
参 加 人 数	2,486人	1,087人	1,990人

#### ⑤ 消費生活センターからのお知らせ

複雑多様化する消費者問題に対応するための情報を、市報や市ホームページに掲載するほか、民生委員会、地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）、ケアマネージャーにチラシ、メールにより配信する。

### (2) 消費者団体の育成 2 - 7

佐賀市消費者グループ協議会及び各種消費者団体の活動に対する支援、助言、補助金の交付等を行う。

### (3) 消費者保護 2 - 7

#### ① 消費生活相談

消費者と事業者との間に生じた苦情・トラブル等の相談に対して、消費生活専門相談員が、解決のための助言及び斡旋を行う。

## 相談窓口一覧

相 談 窓 口	相 談 日 時	電 話 番 号
佐賀市消費生活センター	月～金曜日	9：00～16：00
諸富支所	第2・第4木曜日	9：00～15：00
大和支所	毎週水曜日	9：00～15：00
富士支所	第2・第4火曜日	9：00～15：00
三瀬支所	第2金曜日	9：00～15：00
川副支所	毎週月曜日	9：00～15：00
東与賀支所（東与賀保健福祉センター）	第1・第3木曜日	9：00～15：00
久保田支所	第1・第3金曜日	9：00～15：00

※支所の相談窓口は予約制で、相談日前日12時までの受付

## 消費生活相談件数

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年
相 談 件 数	2,705件	2,451件	2,209件
相談対応件数※	1,902件	1,974件	1,688件

※相談案件について、新規相談受付後、同じ相談について対応した件数。

## 消費生活相談内容（平成22年度、上位10位）

順位	内 容	件、(%)
1	多 重 債 務	420件 (19.0%)
2	ア ダ ル ツ サ イ ト	264件 (12.0%)
3	不 動 产 賃 借	116件 ( 5.3%)
4	新 聞	87件 ( 3.9%)
5	リ フ オ ー ム 工 事	80件 ( 3.6%)
6	不 当 架 空 請 求	63件 ( 2.9%)
7	自 动 車	48件 ( 2.2%)
8	健 康 食 品	47件 ( 2.1%)
9	医 療 用 具	39件 ( 1.8%)
10	株 取 引	38件 ( 1.7%)

### ② 多重債務者対策会議の開催

多重債務者に対する相談体制を整え、関係各課の緊密な連携の下、効果的な支援、課題解決を図るために課長会議、担当者会議を開催する。

### ③ 消費生活関連法の立入検査

- ・消費生活用製品安全法による立入検査
- ・家庭用品品質表示法による立入検査
- ・計量法による量目立入検査

#### (4) 消費者行政活性化事業 2 – 7

地方消費者行政の充実強化のため、消費者行政活性化交付金制度を活用し、活性化事業を行う。

##### ① 消費生活センター機能強化事業

- ・消費生活センターの周知のためのカード作成やタウン誌への広告掲載

##### ② 消費生活相談員等レベルアップ事業

- ・消費生活相談員の研修会参加を支援

##### ③ 消費生活相談窓口高度化事業

- ・相談役（弁護士）の配置により、高度な専門相談への対応

##### ④ 消費者教育・啓発活性化事業

- ・地域連携型佐賀大学公開講座

佐賀大学と連携し、一般市民を対象に、「暮らしの知識を学び消費者力を磨く」ための講座を4回シリーズで開催

##### ⑤ 消費者行政活性化オリジナル事業

- ・弁護士による夜間相談会の開催

市生  
民活

## 13. 国際交流

### (1) 姉妹都市・友好都市 5 - 1

- ① アメリカ・ニューヨーク州・グレンズフォールズ市及びウォーリン郡（昭和63年9月23日締結）  
バルーンをきっかけに姉妹都市を締結し、中高生生徒訪問団の派遣・受け入れ、バルーン交流、短大生派遣・受け入れ等の交流を行っている。
- ② 韓国・釜山広域市・蓮堤区（平成10年10月9日締結）  
10年来の相互交流のもとに姉妹都市締結をした。現在、文化交流や小学校間交流など、市民主体の交流に広がっている。
- ③ 中国・江蘇省・連雲港市（平成10年11月27日締結）  
徐福が縁で友好都市締結をし、平成13年からは少年使節団の派遣・受け入れが始まり、交流の幅が青少年に広がっている。
- ④ フランス・ジロンド県・クサック村（昭和63年4月19日締結）  
観光牧場開発をきっかけに姉妹都市を締結し、平成2年から中学生の派遣・受け入れが始まり、交流の幅が青少年に広がっている。

### (2) 国際交流事業 5 - 1

#### ① 留学生交流事業

##### ○留学生との懇談会

留学生と市民との交流を図り、外国人留学生の佐賀市での生活を円滑にするために、新入留学生のオリエンテーションや意見交換会を開催している。

##### ○留学生奨学金給付

市内の大学等に在籍する私費留学生を対象に、各大学長が推薦した留学生20人に月額2万円の奨学金を毎年度給付している。

#### ② 佐賀市国際交流協会等支援事業

佐賀市国際交流協会の運営費を助成することにより、姉妹友好都市との交流事業や、外国人留学生など在住外国人市民との各種国際交流事業など、協会が実施する事業が円滑に実施されるよう支援を行っている。

##### ○佐賀市国際交流協会の事業内容

- ・姉妹都市・友好都市との交流事業
- ・在住外国人との共生事業（栄の国まつり参加・バルーンホームステイ・国際交流家庭料理講座・初級日本語集中講座・子育て支援等）
- ・広報啓発事業（ニュースレター・年報の発行）

#### ③ 外国青年招致事業

英語圏からの国際交流員を招致し、佐賀市の国際交流関連業務の補助、国際交流のイベントの

企画・実行、在住外国人の支援等を行っている。

④ 研修員受入れ事業

友好都市である中国・連雲港市からの研修員1名を受け入れ、日本の行政システム等の実務研修をさせるとともに、市民との交流事業を実施している。